

農業改良資金

「新しい技術や作物を導入したい!」「農産物の加工・直売を始めたい!」
そんな農業経営の改善に必要な施設・機械・資材などを購入するための資金を、
日本政策金融公庫から無利子で借り入れることができる資金です。

■ 対象者

- ・ 持続農業法の認定農業者（エコファーマー）（認定導入計画に従い持続性の高い農業生産方式を導入する場合に限る。）
- ・ 農林漁業バイオ燃料法の生産製造連携事業計画の認定を受けた農業者等
- ・ 農商工等連携促進法の農商工等連携事業計画の認定を受けた農業者または中小企業者
- ・ 米穀新用途利用促進法の生産製造連携事業計画の認定を受けた生産者または製造事業者等（中小企業者に限る。）
- ・ 六次産業化法の総合化事業計画の認定を受けた農業者等、促進事業者（中小企業者に限る。）

■ 資金の用途

- ・ 新たな農業部門の経営開始
新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない部門へ進出する場合
- ・ 新たな加工事業の経営開始
自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに始める場合や、すでに加工事業を行っている者が従来取扱っていない加工事業を開始する場合
- ・ 農畜産物又はその他加工品の新たな生産方式の導入
新たな生産方式を導入し、品質・収量の向上やコスト・労働力の削減に資する場合
- ・ 農畜産物又はその他加工品の新たな販売方式の導入
従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売方式を導入する場合

■ 貸付限度額

個人：5,000万円　法人・団体：1億5,000万円

■ 貸付利率

無利子

■ 償還期間（うち据置期間）

10年又は12年以内（うち3から5年以内）。

■ 担保等

借入希望額、経営状況等により、連帯保証人や物的担保が必要な場合があります。

■ ご利用の際の留意事項

- 原則として、事業の着工は、日本政策金融公庫の貸付決定を受けた後でなければできません。
- 機械、施設等の購入の際、実際に払う費用が、貸付けの対象金額となります。
- 購入物の値引きがある場合は、値引き後の金額が対象となります。
- 償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等を、無断で処分することはできません。
- 償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等を、貸付けを受けたときの目的以外に使用することはできません。

【問い合わせ先】

日本政策金融公庫 大阪支店（農林水産事業）

（場所）大阪市北区曽根崎2丁目3番5号 梅新第一生命ビルディング8階

（TEL）06-6131-0752

[日本政策金融公庫（農業改良資金）のホームページへ\(外部サイト\)](#)